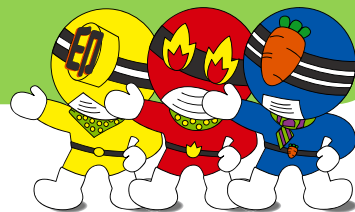


市川三郷町

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

概要版



計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢化は急速に進行しています。『令和2年版高齢社会白書』によると、2019（令和元）年10月1日現在の高齢化率は過去最高の28.4%であるとされています。

本町においても高齢化の進行がみられ、総人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口が増加を続けています。高齢化率は2020（令和2）年10月1日現在37.6%となっており、国や山梨県を大きく上回っていると同時に、今後も上昇を続ける見込みとなっています。

さらに、2020（令和2）年以降、現在も世界中で大流行している新型コロナウイルス感染症により、これまでとは異なる「新しい生活様式」が生まれ、日常生活における感染症対策だけでなく、高齢者福祉や介護保険にかかるサービスや事業についてもその内容に関する見直しや工夫が求められています。

このたび、『市川三郷町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』の計画期間が2020（令和2）年度をもって満了となることから、本町における高齢者福祉施策の基本方向等を設定し、今後の円滑な介護保険事業の運営を図るとともに、「**高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるまち**」の実現を目指して、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする『市川三郷町第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』を策定するものです。



計画策定の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条1項の規定に定める介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8の規定に定める老人（高齢者）福祉計画を一体的に策定するものです。両計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められています。

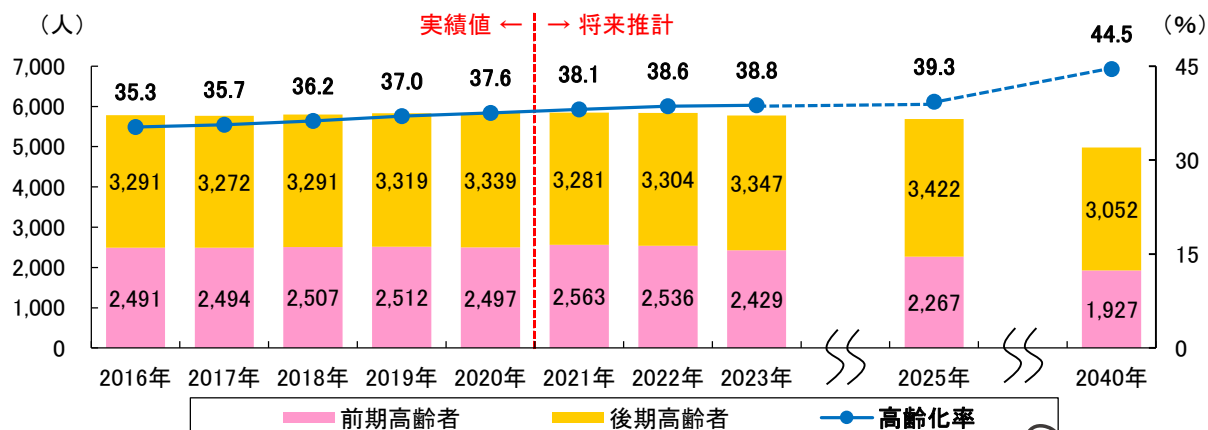
市川三郷町第8期 介護保険事業計画	介護サービスの事業量、保険料及び介護サービスを確保するための方策を定めるものであり、制度の円滑な実施に向けた取り組み内容を定める計画
市川三郷町 高齢者福祉計画	高齢者が安心して生活できるまちづくりに向け、本町が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向及び事業内容を定めるもの

※本計画は、一般に第1号被保険者を対象にした本町の高齢者施策の基本となる計画です。特定疾病により介護や支援が必要な場合は、第2号被保険者の方も対象としています。

計画の期間

	～平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
介護保険事業計画	▲団塊の世代が65歳に					団塊の世代が75歳に▲				
高年齢者福祉計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画 (本計画)			第9期計画	

市川三郷町の高齢者数と高齢化率の将来推計



※2016～2020年の住民基本台帳（各年10月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計

本町の高齢者数は、2025（令和7）年にかけて減少傾向となることが予想されますが、前期高齢者については減少、後期高齢者については増加傾向となることが予想されています。

また、高齢化率は、2023（令和5）年には38.8%、2025（令和7）年には39.3%、2040年（令和22）年には44.5%まで上昇する見込みとなっています。

計画の基本理念

本計画では、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活への支援を一体的に提供することが可能な地域包括ケアシステムをより一層深化・推進させていくとともに、地域において地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を越えてつながることにより、「住民一人ひとりが生きがいを感じながら生活できる地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進することが求められています。

こうした現状を踏まえて、本計画においては、以下のように基本理念を定め、計画の推進を図っていきます。

基本理念

～住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせる、
人にやさしいまちづくり～

計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、以下の3つの基本目標を定めます。

基本目標1

健やかに
生きがいをもって
暮らせる
まちづくり

基本目標2

地域全体で
暮らしを支える
まちづくり

基本目標3

いつまでも
安心して暮らせる
まちづくり



基本目標 1 健やかに生きがいをもって暮らせるまちづくり

高齢者が生きがいや目的をもち、住み慣れた地域で暮らしていくためには、日々の生活において健康を維持することが必要不可欠です。そのためには、日頃からの介護予防や自立支援、社会活動へ参加できる機会等を増やし、高齢者が健康を保持し、生きがいをもって生活していくことのできるまちづくりを目指します。

基本施策 1 高齢者が元気に暮らせる社会づくり

(1) 高齢者の就労への支援

- ①シルバー人材センターへの支援
- ②有償ボランティア活動「こまりごと手つだい隊」
- ③就労的活動支援コーディネーターとの連携

(2) 老人クラブ（通称：シニアクラブ）活動への支援

- ①老人クラブ活動の活性化に向けた支援
- ②リーダー養成に向けた支援

(3) 地域交流や仲間づくりへの支援

- ①世代間交流への支援
- ②ふれあい・いきいきサロン等への支援

(4) 高齢者の活動拠点の充実・支援

- ①サロン活動の実施場所の検討
- ②自由に立ち寄れる場所の検討

(5) 高齢者の生涯学習活動やスポーツ活動への支援

- ①各種講座の運営支援
- ②スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本施策 2 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取り組み

(1) 健康づくりの推進

- ①住民健康診断（特定健康診査・後期高齢者健診・各種がん検診等）
- ②歯周疾患検診事業
- ③健康相談・訪問指導事業
- ④いきいきはつらつ貯筋教室
- ⑤健康と福祉のつどい
- ⑥各年代に応じた栄養に関する学習会の開催

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ①訪問サービス（訪問介護）
- ②通所型サービス（通所介護）
- ③通所型サービス（通所型サービスC）
- ④訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供
- ⑤介護予防支援事業

(3) 一般介護予防事業の推進

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション事業

(4) 介護予防の啓発及び支援

- ①地域包括支援センターを中心とした普及啓発と相談支援の推進

(5) 高齢者の実態把握と介護予防支援

- ①総合事業対象者等の早期発見・把握
- ②地域包括支援センターによる介護予防の推進
- ③地域での介護予防活動組織等の人材育成支援

(6) 介護予防におけるデータ利活用の推進

- ①介護予防にかかるデータの利活用の検討



基本目標 2 地域全体で暮らしを支えるまちづくり



高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくためには、地域における助け合いを推進するとともに、安全かつ安心に生活を送ることができる環境を整備することが必要です。誰もが安心して生活を送れるよう地域福祉を推進していくとともに、安全・安心に外出することのできる環境の整備、交通安全や防犯体制の推進、災害対策、感染症対策など、安全・安心な生活環境の確保に向けた多方面からの取り組みを推進します。

基本施策 1 地域福祉の推進

(1) 地域共生社会に向けた身近な相談体制の整備

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①保健・福祉にかかる相談窓口の充実 | ②相談支援ネットワーク体制の構築 |
| ③総合相談支援体制の構築 | |

(2) 福祉教育の推進

- ①学校における福祉教育・体験学習の実施

(3) ボランティア等の育成及び支援

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①社会福祉協議会におけるボランティア確保の支援 | ②NPOやボランティア団体への支援 |
| ③町民に対するボランティアに関する情報提供 | |

基本施策 2 住環境の整備

(1) 公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進と民間施設への提言

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①公共施設や公園等のバリアフリー化の推進 | ②ユニバーサルデザインの普及啓発 |
|----------------------|------------------|

(2) 交通安全対策の推進

- | | |
|------------------------|------------|
| ①交通弱者に配慮した道路（歩道）の整備の推進 | ②交通弱者への対策 |
| ③公共交通利用への支援 | ④交通安全教室の開催 |

(3) 防災・減災体制の整備

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①総合防災訓練の実施 | ②避難行動要支援者支援制度の推進 |
| ③避難行動要支援者登録台帳の整備 | ④消防団、自主防災組織等との連携強化 |
| ⑤福祉避難所の整備 | ⑥赤十字奉仕団の活動支援 |
| ⑦災害時の情報伝達体制の整備 | |

(4) 感染症対策の推進

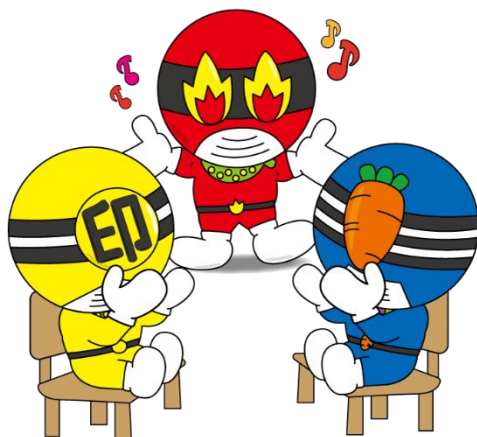
- | | |
|-----------------|----------------|
| ①日常における感染症対策の啓発 | ②予防接種の実施及び接種勧奨 |
|-----------------|----------------|

(5) 防犯体制の整備

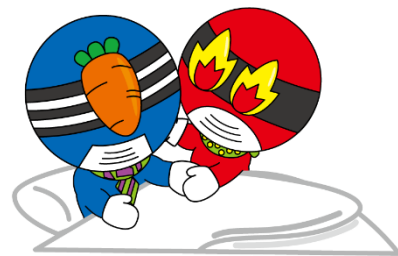
- | | | |
|----------|-------------------|--------------|
| ①防犯教室の開催 | ②消費者被害防止に関する啓発の実施 | ③消費生活相談体制の整備 |
|----------|-------------------|--------------|

(6) 高齢者の入居・居住支援

- | | |
|--|------------|
| ①高齢者等居住促進事業の推進 | ②住宅改修事業の推進 |
| ③サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、高齢者用アパート等の情報提供 | |



基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり



要介護状態となった場合でも、地域での生活を可能な限り続けるためには、在宅生活を続けるための支援や、家族介護者を支える仕組みが必要不可欠です。また、認知症の人が増え、家族介護者や周囲の人の負担が増えるなか、その当事者を支えられるような仕組みを構築していくことも重要です。介護が必要となる本人だけでなく、その介護者も含め、安心して日々の生活を送ることのできるまちづくりを推進していきます。

基本施策1 地域包括支援センター事業の推進

(1) 市川三郷町地域包括支援センターの機能強化

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ①地域包括支援センター運営協議会の実施 | ②相談事業・支援事業の実施 |
| ③関係機関との連携強化 | ④各地区組織等の研修会への参加 |

(2) 地域ケア会議の拡充

- | | | |
|------------|--------------|---------------------|
| ①地域ケア会議の開催 | ②地域ケア推進会議の開催 | ③地域住民に向けた広報・情報提供の充実 |
|------------|--------------|---------------------|

基本施策2 在宅生活を続けるための生活支援

(1) 在宅福祉サービスによる支援

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ①高齢者生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス） | ②外出支援サービスの実施 |
| ③配食サービス事業の実施 | ④軽度生活援助事業の実施 |
| ⑤ふれあいペンダント設置事業の実施 | ⑥訪問理美容サービス事業の実施 |

(2) 要介護・要支援高齢者の家族介護者への支援の充実

- | | | |
|------------|--------------------|----------------|
| ①相談支援体制の充実 | ②家族介護用品支給事業の実施 | ③介護者同士の交流の場の提供 |
| ④介護慰労金支給事業 | ⑤介護離職防止に向けた取り組みの推進 | |

(3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ①生活支援コーディネーターの活動支援 | |
| ②協議体「市川三郷町にあったらいいな！をつくる会議」での協議・検討 | |

(4) 高齢者を見守る体制の整備・充実

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①民生委員・児童委員による支援体制の充実 | ②地域における見守り体制の構築促進 |
| ③町民に対する見守りについての周知・啓発 | |

基本施策3 医療と介護の連携を推進するための仕組みづくり

(1) 現状分析・課題抽出・施策立案

(2) 対応策の実施

基本施策4 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

(1) 高齢者の虐待防止ネットワーク体制づくり

- | | |
|----------------------------------|--|
| ①高齢者の虐待防止ネットワーク体制の充実 | |
| ②市川三郷町「虐待防止活動期間」における高齢者虐待防止啓発の推進 | |
| ③虐待防止ネットワーク協議会の開催 | |

(2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ①成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知・利用促進 | ②成年後見制度利用支援事業の実施 |
|----------------------------|------------------|

(3) 市民後見人制度整備の推進

基本施策5 認知症の人と家族を支える仕組みづくり

(1) 普及啓発・本人発信支援

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①認知症サポーター養成講座の開催 | ②認知症キャラバンメイトの育成 |
| ③認知症ケアパスの普及 | ④認知症の人本人による発信への支援 |

(2) 予防

- | | | |
|--------------------------------|-------------------|--------------|
| ①健康相談・訪問指導事業【再掲】 | ②いきいきはつらつ貯筋教室【再掲】 | ③いきいき百歳体操の実施 |
| ④口腔ケアセミナー（よい歯ではっぴい！認知症予防教室）の実施 | | |

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ①認知症地域支援推進員の活動推進 | ②認知症初期集中支援チームによる支援 |
| ③「認知症を支える仕組みづくり検討会」の開催と協議 | ④多職種連携による認知症対応力の向上 |
| ⑤認知症の人を支える介護サービスの充実 | ⑥認知症の人を支える生活支援サービスの充実 |
| ⑦認知症の人の家族介護者への支援の充実 | ⑧認知症の人と家族介護者が集える居場所づくり |

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| ①公共施設や公園等のバリアフリー化の推進【再掲】 | ②市川三郷町徘徊SOSネットワークの深化 |
| ③「チームオレンジ」の設置 | ④若年性認知症の人への支援の充実 ⑤認知症の人の社会参加への支援 |

基本施策6 持続可能な介護保険制度の確保

(1) 介護予防サービスの充実

- | | | |
|-------------|------------------|-----------|
| 1. 介護予防サービス | 2. 地域密着型介護予防サービス | 3. 介護予防支援 |
|-------------|------------------|-----------|

(2) 介護サービスの充実

- | | | | |
|-----------|--------------|-----------|-----------|
| 1. 居宅サービス | 2. 地域密着型サービス | 3. 施設サービス | 4. 居宅介護支援 |
|-----------|--------------|-----------|-----------|

(3) 介護給付適正化の推進

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ①要介護認定の適正化 | ②ケアプラン（サービス計画）の点検 |
| ③住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の調査 | ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知 |

(4) 低所得者への対応

- | | |
|--------------|----------|
| ①介護保険料の軽減・減免 | ②利用負担の軽減 |
|--------------|----------|

(5) 介護・福祉人材の確保

- | | |
|------------------|------------|
| ①介護職員に関する情報交換・支援 | ②介護現場の魅力発信 |
|------------------|------------|

(6) サービスの質の向上

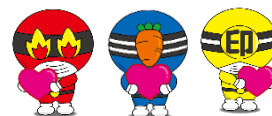
- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①サービスの質の向上と事業者への支援 | ②サービス利用者への適正な対応 |
|--------------------|-----------------|

(7) 事業所における災害・感染症対策の推進

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①介護事業所における災害対策の推進 | ②介護事業所における感染症対策の推進 |
|-------------------|--------------------|



第8期計画期間における介護保険サービス量の見込み



		単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
■ 予防給付					
介護予防	①介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0
		人/月	0	0	0
	②介護予防訪問看護	回/月	42.2	42.2	42.2
		人/月	8	8	8
	③介護予防訪問リハビリテーション	回/月	72.0	72.0	72.0
		人/月	6	6	6
	④介護予防居宅療養管理指導	人/月	3	3	3
	⑤介護予防通所リハビリテーション	人/月	25	25	25
	⑥介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	日/月	16.0	16.0	16.0
		人/月	2	2	2
	⑦介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	日/月	3.7	3.7	3.7
		人/月	1	1	1
地域密着型	⑧介護予防福祉用具貸与	人/月	40	40	40
	⑨特定介護予防福祉用具購入	人/月	2	2	2
	⑩介護予防住宅改修	人/月	2	2	2
	⑪介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	1
介護予防支援	①介護予防認知症対応型通所介護	回/月	15.0	15.0	15.0
		人/月	1	1	1
	②介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0
介護予防支援	③介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0
	介護予防支援	人/月	63	63	63

		単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
■ 介護給付					
居 宅	①訪問介護	回/月	2,477.1	2,477.1	2,477.1
		人/月	122	122	122
	②訪問入浴介護	回/月	38.0	38.0	38.0
		人/月	7	7	7
	③訪問看護	回/月	536.7	536.7	553.8
		人/月	94	94	97
	④訪問リハビリテーション	回/月	259.5	259.5	259.5
		人/月	24	24	24
	⑤居宅療養管理指導	人/月	79	84	92
	⑥通所介護（デイサービス）	回/月	1,877.9	1,877.9	1,877.9
		人/月	145	145	145
	⑦通所リハビリテーション	回/月	1,058.2	1,058.2	1,058.2
		人/月	105	105	105
	⑧短期入所生活介護（ショートステイ）	日/月	1,333.4	1,333.4	1,333.4
		人/月	88	88	88
地 域 密 着 型	⑨短期入所療養介護（ショートステイ）	日/月	116.4	116.4	116.4
		人/月	15	15	15
	⑩福祉用具貸与	人/月	290	290	290
	⑪特定福祉用具購入	人/月	4	4	4
	⑫住宅改修	人/月	3	3	3
	⑬特定施設入居者生活介護	人/月	4	4	5
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0
	②夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0
	③認知症対応型通所介護	回/月	41.3	41.3	41.3
		人/月	2	2	2
	④小規模多機能型居宅介護	人/月	4	4	4
	⑤認知症対応型共同生活介護	人/月	17	17	17
		必要利用定員総数	17	17	17
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
		必要利用定員総数	0	0	0
施 設	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	58	58	58
		必要利用定員総数	58	58	58
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0
	⑨地域密着型通所介護	回/月	1,926.8	1,926.8	1,926.8
居 宅 介 護 支 援		人/月	145	145	145
	①介護老人福祉施設	人/月	90	94	94
	②介護老人保健施設	人/月	151	151	152
	③介護医療院	人/月	1	1	1
居 宅 介 護 支 援	④介護療養型医療施設	人/月	0	0	0
		人/月	470	470	470





第1号被保険者の保険料



本町における第1号被保険者の所得段階は9段階となっています。なお保険料とは別枠で公費を投入することで、所得段階の第1段階から第3段階において、それぞれ負担割合を引き下げ、負担の軽減を図っています。

所得段階	内 容	保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	○生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税者 ○本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50 (0.30)	37,800円 (22,680円)	3,150円 (1,890円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75 (0.50)	56,700円 (37,800円)	4,725円 (3,150円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (0.70)	56,700円 (52,920円)	4,725円 (4,410円)
第4段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	68,040円	5,670円
第5段階 【基準額】	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00 【基準額】	75,600円	6,300円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.20	90,720円	7,560円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	98,280円	8,190円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	113,400円	9,450円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上	1.70	128,520円	10,710円



計画の推進に向けて

【高齢者の自立支援・重度化防止等の取り組みに関する目標指標】

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
地域ケア会議（自立支援型地域ケア会議・地域ケア推進会議を含む）開催回数（回）	25	25	25	協議体開催回数（回）	5	7	9
ケアプラン点検数（件）	150	150	150	ふれあい・いきいきサロン開設数（地区）	25	25	26
認知症予防事業参加者数（延べ人数）（人）	150	150	150	認知症サポーター人数（延べ人数）（人）	2,960	3,000	3,040
介護予防事業開催回数（回）	20	20	20	リハビリテーション職派遣回数（回）（スポーツクラブ職員も含む）	47	52	57

- 行政だけでなく、町民やサービス提供事業者、関係機関等との協働により推進します。
- 計画・実行・評価・改善からなるPDCAサイクルに沿って、計画の達成状況、各施策・事業の進捗状況について定期的に評価・検証することで、計画期間中の進捗状況の把握を図ります。
- 関係課での協議や市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会等で計画の進捗について報告を行い、施策の見直し・改善につなげていきます。
- 広報紙や町ホームページ等の様々な媒体を活用して計画の周知を図ります。



市川三郷町 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

令和3年3月

発行：市川三郷町 編集：市川三郷町 福祉支援課 介護係

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3 TEL：055-272-1106 / FAX：055-272-1198